

2011年12月22日

高知県教育委員会
教育委員長 小島 一久 様
教育長 中澤 卓史 様

高知県教職員組合
執行委員長 西山 潤

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 米満 敏孝

2013年度教員採用候補者選考審査に関する申し入れ書

貴教育委員会におかれましては、本県の教育向上・発展のためにご尽力頂いていることに敬意を表します。

また教員採用においても、部分的な一次免除制度の導入が2年経過するなど、採用審査の改善にも取り組まれていることは、臨時教員からも歓迎の声を聞いています。

公正かつ民主的な教員採用制度をよりいっそう実現するために、選考や実施要項の作成に関して、下記の事項を申し入れます。

記

- 1、実効ある名簿登載制度を確立し、年度途中の欠員などを正規採用で配置すること。
- 2、臨時教員の着任経験を、選考資料の一つにするよう改善すること。その際、いわゆる「支援員」として着任した者についても、同様の措置を講じること。
- 3、選考にあたり、臨時教員の負担軽減を図ること。
 - ① 1次審査免除を継続すること。なお、以下の点に留意すること。
 - ・ 1次審査免除者は、1次審査のすべてを免除とすること。当面、専門教養を免除対象項目に加えること。
 - ・ 1次審査免除者とそうでない者の選考方法・選考基準（配点等を含む）を受審者に実施要項で明らかにすること。
 - ・ 1次審査免除対象者を臨時教員のみでなく、学校現場の教員免許を有する支援員（市町村雇用も含めて）も含めること。
 - ・ 募集がされない教科の場合、その教科の前年度一次合格者が不利にならないよう、他教科受審の場合に免除を認めることや次年度へ一次免除を継続することなど、配慮する制度を創設すること。
 - ② 一定年数を経験した臨時教員には特別枠の選考を実施すること。

- 3、開かれた公正・公平で透明性のある選考を実施すること。
 - ①個人成績を受審者全員に開示・送付すること。
 - ②県民に開かれた「選考審査委員会」や「選考問題作成委員会」を設置すること。
 - ③不適切な出題などがされないよう、対策を講じること。
 - ④選考基準を作成し、公表すること。
- 4、すべての校種・教科・科目で選考審査を実施すること。
- 5、受審年齢制限を撤廃すること。
- 6、資格試験を活用する場合は、過度な扱いとならないようにすること。また、選考全体に占めるウエイト（配点など）を明らかにすること。
- 7、加点制度について、次の改善を行うこと。
 - ①司書教諭等の資格について、願書提出時に必要単位を取得しており、申請済み・取得見込みの場合、何らかの証明で免許保有と同等の扱いとすること。
 - ②実施要項に加点の選考全体に占めるウエイト（配点など）を明記すること。
- 8、審査会場の選定については、受審者に配慮した会場とすること。特に、面接や実技で移動が必要な場合、公共交通機関を使って十分にゆとりを持って移動できる会場とすること。
- 9、採用試験に向けた説明会などは、学校現場に着任中の者が参加しやすいように可能な限り県内各地の会場で行うこと。また、これに参加する場合、職免研修を認めること。
- 10、名簿登載者（採用予定者）に対しても、提出書類に家族欄を設けること。

以上

2011年12月22日

高知県教育委員会
教育委員長 小島 一久 様
教育長 中澤 卓史 様

高知県教職員組合
執行委員長 西山 潤

高知県高等学校教職員組合
執行委員長 米満 敏孝

臨時教職員の任用に関する要望書

貴職におかれましては、本県の教育向上・発展のためにご尽力頂いていることに敬意を表します。

今年度も私たちの調査では県内各地で「先生のいない教室」がいくつか生まれています。学校運営に支障が生じている事例もあります。子どもたちの教育を受ける権利を保障し、ゆきとどいた教育を実現するためにも、こうした事態は避けなければなりません。病休者等があいつぐ中、臨時教職員が高知県の教育と様々な教育施策を支えている現実を踏まえ、臨時教職員が働きやすい職場と制度をつくるために、また高知県で臨時教員をやっていて良かったと思えるような、さらなる待遇改善を求めます。

そこで、任用等に関して下記の事項について申し入れます。

記

1. 総務省自治行政局公務員部公務員課長並びに給与能率推進室長名で平成21年4月24日に出された「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（総行公第26号平成21年4月24日）を遵守し、臨時教職員の任用について改善を行うこと。
2. 現在10日間以上ある空白期間を短縮・廃止すること。その上で、当面次の点の改善を行うこと。
 - ①年度当初の着任の場合、組織職員会に参加できるよう、4月1日任用を実現すること。
 - ②年度末は3月24日で切らないこと。
 - ③事務職員同様に年間の着任日を考慮し、年度末・はじめの着任を保障すること。
3. 定数内講師の削減に努めること。そのために、必要な教員は正式採用すること。
4. 臨時教職員の離着任時における引き継ぎ期間を十分に保障すること。
5. 任用に当たっては、次の事項を配慮すること。
 - ①所有する免許、経験年数、生活の本拠地などに配慮すること。
 - ②思想・信条、所属組合、年齢、性別、結婚の有無、出産予定の有無を理由とした差別・排除をしないこと。

- ③産・育休や研修代替など、事前に空き席が分かる場合には該当者に早めに連絡すること。
 - ④支援員や時間講師ではなく、可能な限り期限付講師で任用すること。
 - ⑤労働基準法・パートタイム労働法に定められているとおり、賃金・労働条件を書面で提示するよう、徹底すること。
6. 着任してから一定の期間に発生している無保険期間がなくなるよう、何らかの措置を講じること。
 7. 着任希望の願書を高等学校課・小中学校課どちらに提出しても希望すれば両方に提出したと同じことになるよう、書式並びに受付を改善すること。
 8. 支援員を含む臨時教職員の労働条件は、本人にもきちんと明示するとともに、管理職はもとより職場内にも周知を図ること。
 9. 賃金労働条件について、賃金改善も含めて、正採用に準じて可能な限り同等の取り扱いをするよう、改善すること。

以上